補助金交付申請書の提出について（令和２年第三次補正予算）

補助金の内示を受けた方は、定められた提出期限までに「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する機器を配置する営業所を管轄する運輸支局に提出してください。

【提出時の注意】

- 提出部数は<u>４部（原本１部、コピー３部）</u>となります。
  （※申請者控えが必要な場合は５部ご用意してください）
- 提出部数のうち<u>１部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)のみ</u>で構いません。
- 提出書類はすべて<u>**Ａ４片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止め**</u>としてください。

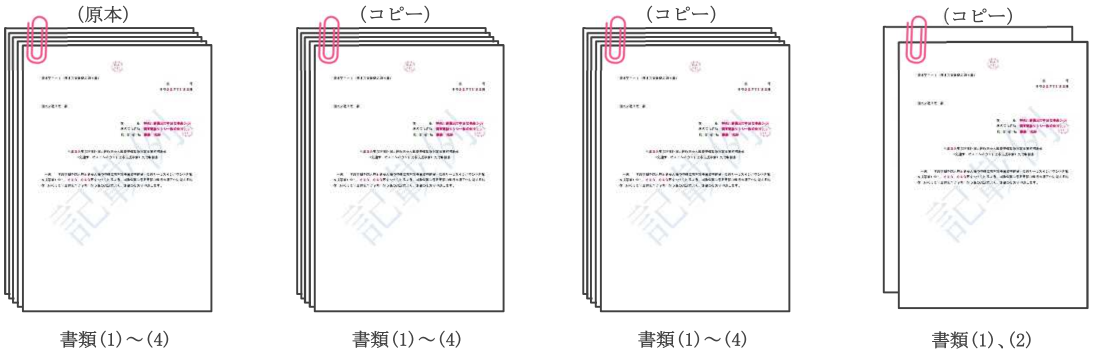

１）これから感染症対策機器を購入する場合

【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

(1)　令和２年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請書（様式第 6-1）

(2)　令和２年度：訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請事業（様式第 6-1 別紙 2）

(3)　購入予定の感染症対策機器の見積書（写）

(4)　感染症対策機器の価格表（機器の価格が確認できるもの。カタログでも可。）

２）令和２年１２月１５日以降に機器を購入済の場合

【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

（1）　令和２年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請書（様式第 6-1）

（2）　令和２年度：訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）交付申請事業（様式第 6-1 別紙 2）

（3）　購入した感染症対策機器の領収書（写）

※領収書が発行されていない場合は請求書等実施額が確認できる書面を添付

（4）　感染症対策機器の価格表（機器の価格が確認できるもの。カタログでも可。）

※その他、補助金交付申請おいて大量の設備等の申請を行う場合にあっては、上記書類に加えて次の書類の提出をお願いいたします。

- 設備導入　算出基礎（参考様式あり）

  ※大量の感染症対策設備、数十台のタクシー車両導入、IC やその他機器など、見積書や請求書が多岐にわたる場合には、審査を簡素化するために算出基礎を作成するとともに、明細の各項目と見積書・領収書に通し番号を振り、突合できるようにお願いします。